

答 申 個 第 1 5 2 号  
令 和 7 年 6 月 3 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月27日付け行コ第8号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

公益通報に係る文書の保有個人情報全部開示決定事案（諮問個第341号）



## 1 審議会の結論

処分庁は、別表に掲げる公文書を追加特定し、開示決定処分を行うべきである。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年7月3日に、処分庁に対して、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定により、「令和6年3月25日付けで京都市公益通報処理窓口（行財政局コンプライアンス推進室内）に提出した公益通報2件について、対応、調査、通知等の処理に係る文書全て」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「公益通報処理窓口への通報について（内部通報 No. 7）（令和6年3月26日決定）」及び「公益通報処理窓口になされた通報に関する調査結果について（内部通報 No. 7）（令和6年6月19日決定）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、保有個人情報全部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年7月26日付けで、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和6年7月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分に関して、特定が漏れた文書の開示を求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 公益通報制度について

本市では、京都市市長部局等における内部通報等の処理に関する要綱（以下「要綱」という。）を平成18年4月1日に施行し、市長部局等を労務提供先とする職員（地方公務員法第3条第2項又は第3項第3号に規定する職員をいう。）又は労働者（職員を除く。）（以下「職員等」という。）からの公益通報制度（以下「内部通報」という。）を設けている。

職員等は市長部局等について、公益通報者保護法に規定する通報対象事実又は法令に違反する事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報を行うことができる。

内部通報及び内部通報に関する相談を処理するために、公益通報処理窓口（以下「通報窓口」という。）を行財政局に設置し（要綱第3条第1項）、加えて、通報相談員（以下「相談員」という。）として市長が選任した弁護士資格を有する者を設置することとしている（要綱第4条）。

通報窓口又は相談員が通報を受けた場合、行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）では、まず内部通報の要件を満たすか否かを確認し（要綱第6条第1項各号）、要件を満たす場合、通報者が特定されないよう十分に配慮し通報に係る事実確認のために関係する局区等の監察主幹に対し、事実関係の調査を依頼する（要綱第7条第1項）。

次に、局区等の監察主幹は、通報対象事実等の有無について調査し、コンプライアンス推進室に対し調査結果の報告を行う。

コンプライアンス推進室は局区等からの報告を基に、通報者に調査結果を報告する。

なお、職員等以外の市民等からの通報があった場合も、同様の対応をすることとしている（要綱第10条）。

当該内部通報については、公益通報者保護法において通報者の保護を図るものとしており（法第1条）、職員及び相談員は、正当な理由なく、内部通報の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとしている（要綱第14条第1項）。

(2) 本件公文書について

審査請求人は、保有個人情報開示請求書において「審査請求人が令和6年3月25日付けで京都市公益通報処理窓口へ提出した公益通報2件について、対応、調査、通知等の処理に係る公文書」の開示を求めている。

そのため、コンプライアンス推進室から行財政局監察主幹（以下「局監察主幹」という。）に対し事実関係の調査を依頼する文書である「公益通報処理窓口への通報について（内部通報 No.7）（令和6年3月26日決定）」及び、コンプライアンス推進室から通報者に対し調査結果を回答する文書である「公益通報処理窓口になされた通報に関する調査結果について（内部通報 No.7）（令和6年6月19日決定）」を特定したものである。

(3) 処分庁が保有する文書のうち、特定が漏れていた文書について

審査請求人は、本件審査請求書において「本件公文書の他にも審査請求人から提出を受けた文書や審査請求人とやりとりしたメール等の文書を保有している。」と述べている。

審査請求人が述べているとおり、処分庁は、審査請求人から提出を受けた文書や審査請求人とやりとりしたメールを保有しているため、以下のアからオの文書について特定し、裁決後に改めて開示決定処分を行うこととする。

<特定した文書>

- ア 内部通報2件
- イ Re 内部通報2件（0325）
- ウ Re 内部通報2件（0327）
- エ 通報に対する調査結果について
- オ （パスワード）通報に対する調査結果について

(4) 処分庁以外の部署が保有する文書について

審査請求人は、本件審査請求書において「処分庁の他にも局監察主幹や保健福祉局健康長寿企画課等の部署が、本件請求に係る文書を保有している。」と述べている。

公益通報制度の運用においては、通報者の保護を図るため、通報者を特定したうえでなければ必要性の高い調査が実施できない等のやむを得ない場合を除いて、通報者の探索が行われることを防ぐ必要がある。そのため、通報窓口で受けた公益通報が顕名であったとしても、コンプライアンス推進室から局区等の監察主幹に調査を依頼する際には、通報者を識別することができる個人情報伝達しない取扱いとしている。

本件公益通報についても、上記の取扱いのとおり、局監察主幹に対して通報者を識別することができる個人情報及び他の情報と照合することで安易に通報者を識別することができる情報は伝達していない。

このため、調査を実施する局監察主幹が、通報者を識別することができる個人情報を取得していない以上、調査を受けた部署もその個人情報を知り得ない。

よって、処分庁以外の部署においては、本件公益通報について、通報者である審査請求人を識別することができる個人情報は保有していないこととなる。

- (5) 以上のとおり、処分庁以外の部署が保有する文書について開示を行わなかったことについては、違法又は不当な点はない。処分庁が保有する、上記のアからオの文書については、裁決後に改めて開示決定処分を行うこととする。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

処分庁は本件公文書の他にも審査請求人から提出を受けた文書や審査請求人とやりとりしたメール等の文書を保有している。

処分庁の他にも行財政局監察主幹や保健福祉局健康長寿企画課等の部署が、本件開示請求に係る文書を保有している。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件審査請求について

審査請求人は、本件処分について特定が漏れた文書の公開を求めており、本件公文書の他に審査請求人から提出を受けた文書や審査請求人とやりとりしたメール等の文書を処分庁が保有している旨、また、本件開示請求に係る文書を処分庁以外の部署が保有している旨を主張している。

### (2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書の他に審査請求人から提出を受けた文書や審査請求人とやりとりしたメール等の文書を処分庁が保有していることを認め、4(3)のとおり文書の特定を行い、開示に応じる旨を示していることから、別表に掲げる公文書を追加特定し、開示決定処分を行うべきである。したがって、当審議会においては、本件開示請求に係る文書を処分庁以外の部署が保有しているか否かの点について以下検討する。

イ 処分庁によると、局監察主幹に公益通報の調査を依頼するに際して、通報者を識別することができる個人情報及び他の情報と照合することで安易に通報者を識別することができる情報は伝達しておらず、局監察主幹が通報者を識別することができる個人情報を取得していない以上、調査を受けた部署もその個人情報を知り得ないと主張する。

よって、処分庁以外の部署においては、本件公益通報について、通報者である審査請求人を識別することができる個人情報は保有していないとのことであった。

ウ 当審議会において処分庁に確認したところ、通報者の保護を図るため、通報者を特定したうえでなければ必要性の高い調査が実施できない等のやむを得ない場合を除いて、通報者の探索が行われることを防ぐため、通報窓口で受けた公益通報が顕名の場合も、処分庁から局区等の監察主幹に調査を依頼する際には、通報者を識別することができる個人情報は伝達しない取扱いとしていたとのことであった。また、行財政局監察主幹への調査及び報告依頼を行った令和6年3月27日付け「公益通報処理窓口になされた通報に関する事実関係の調査及び報告について」を見分したところ、通報者を識別できる情報の記載は確認できなかった。

エ したがって、当審議会としては、処分庁が公益通報の制度に基づき、通報者保護の観点から、局監察主幹に対して通報者に関する個人情報を伝達しておらず、その結果、処分庁以外の部署において、通報者である審査請求人を識別することができる個人情報は保有していないとの主張に、特段不合理な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 追加特定すべき公文書

処分庁が審査請求人から提出を受けた文書及び審査請求人とやりとりしたメールのうち、処分庁が特定した次の公文書

- ア 内部通報 2 件
- イ Re 内部通報 2 件 (0325)
- ウ Re 内部通報 2 件 (0327)
- エ 通報に対する調査結果について
- オ (パスワード) 通報に対する調査結果について

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 8月27日 諮問

9月26日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 5月26日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第2回会議）

6月30日 審議（令和7年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）